

秋田県子ども・子育て支援知事表彰要綱

(趣旨)

第1条 子ども・子育て支援条例（平成18年秋田県条例第72号・以下「条例」という。）第20条の規定により、子ども・子育て支援に関し積極的な活動を行っている団体及び企業等を表彰し、広く周知を図ることにより、子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりを促進する。

(対象)

第2条 表彰の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項の規定により、子ども・子育て支援活動計画（以下「活動計画」という。）を知事に提出し、積極的な活動を行っている団体
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項若しくは第4項の規定により、一般事業主行動計画策定の届出をし、子ども・子育て支援に積極的な取組を行っている企業等

(表彰基準)

第3条 表彰の対象となる前条第1号に掲げる団体及び同第2号に掲げる企業等を選考する基準は、別表のとおりとする。

(推薦・応募)

第4条 次の各号に定めるものは、当該各号に定める団体又は企業等を推薦若しくは、自ら応募することができる。

- (1) 子ども・子育て支援地区協議会は、活動計画の提出のあった団体のうち、表彰基準に相応しいと認められるものを推薦することができる。
- (2) 表彰を受けようとする企業等は、知事表彰応募調書等の提出により、応募することができる。
- (3) 事業者団体等は、表彰に相応しいと認められる企業等を推薦することができる。

(選考)

第5条 知事は、前条の規定により推薦又は応募のあった団体及び企業等の中から選考により被表彰者を決定する。

- 2 前項の選考に関して必要な事項を審査するため、選考委員会を設置するものとし、その運営に必要な事項は別に定める。

(表彰の方法)

第6条 知事は、表彰団体及び企業等に対し、表彰状等を授与するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、条例第15条第2項に定める子ども・子育て支援月間の8月に行う。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(広報)

第8条 知事は、表彰団体及び企業等の名称及び実績について、ホームページ等により

広く県民に周知を図るものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課において所掌する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月18日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成22年5月14日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則 (一部改正)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、既に知事への推薦又は応募に係る手続きを行っているときは、改正前の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

表彰の選考基準

対 象	選 考 基 準
1 子ども・子育て支援活動団体(要綱第2条第1号)	知事に子ども・子育て支援活動計画を提出し、次のいずれかに該当し、特に優れた取組を行っているもの。 (1) 活動内容が、地域の子ども・子育て支援に貢献していると認められること。 (2) 活動内容が、先駆的で、他団体の活動のモデルとなると認められること。
2 あきた子育て応援企業(要綱第2条第2号)	県内に本社があり、1年以上事業を営む企業等で次の要件をすべて満たしており、特に優れた取組を行っているもの。 なお、当該年6月1日を基準日とする。 (1) 一般事業主行動計画により届け出た事項が、実践されていること。 (2) 過去3年間において、次の取組を2項目以上を満たしていること。 ア 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象と

する「育児休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。

イ 男性の育児休業の実績があること。

ウ 女性の育児休業取得率が75%以上であること。

エ 次の①～③のいずれかを実施していること。

①所定外労働の削減のための措置

②年次有給休暇の取得の促進のための措置

③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

(3) 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。

なお、関係法令に係る重大な違反とは、以下の法令違反等を指す。

ア 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法、女性活躍推進法で勧告

イ 労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表

ウ 長時間労働等に関する重大な労働関係法令に違反し、是正意思なし

エ 労働関係法令の同一条項に複数回違反

オ 違法な長時間労働を繰り返し行う企業経営トップに対する秋田県労働局長による指導に基づき企業名の公表

カ 障害者雇用促進法に基づく勧告に従わず公表

キ 高年齢者雇用安定法に基づく勧告に従わず公表

ク 労働者派遣法に基づく勧告に従わず公表

ケ 労働保険料を直近2年度について滞納 等